

連載 亀ちゃんにも言わせてよ！

## 個人情報保護なんだけど

過剰反応では？

「個人情報の保護に関する法律」(いわゆる個人情報保護法)が今年4月に全面施行となりました。

この法律には、

15条1項

「個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的」(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。」

同条2項

「個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。」

16条1項

「個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。」

18条1項

「個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。」

とあり、個人情報の利用についての制限と本人への利用目的の通知義務などが規定されています。要するに、本人に利用目的を明らかにして情報を取得し、その目的以外には本人の同意なしに勝手に扱うことはできないということです。

その一方で、例外規定として、

16条3項

「前二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 法令に基づく場合。
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進

のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」

と定められていたり、18条4項4号によれば「取得の状況から見て利用目的が明らかであると認められる場合」は本人への利用目的およびその変更の通知等は必要ありません。このように柔軟に運用される余地もあります。

しかし、現実はそのような柔軟さはどこへやらといった様相を呈しているようです。たとえば、学校で家庭連絡網を作るのをやめたり、保育園で運動会の写真を撮って園内にはりだしていたのをやめたりといった声は私の勤務するこどもセンターでも耳にすることがあります。とはいえ、私のいるセンターでも行事の写真をどうするか職員会議で議題にしたことがあり、訴えられるのではと、どこかビクビクしながらといったところが、正直なところです。

### なんか、すっきりしない

さて、問題は運動会の写真や連絡網ではなく、もっと深刻なところまで、過剰反応というか行政の萎縮といえることが起きていることです。

昨今、子どもを巡る問題で関係機関の連携ということが叫ばれていますが、ここに個人情報保護という壁がなぜか立ちはだかっているのです。たとえば、私が勤務するこどもセンターで問題行動が目立つ子どもがいるとして、学校に情報交換を持ちかけても消極的な返事になったり、ましてや、その子の家庭の話まで聞くことはかなり厳しい状況です。これは、学校だけでなく他の関係機関の間でも同様です。

各省庁でも省令やガイドラインを出していますが、目の前の事例はどう判断して良いのなかなか難しいところです。結局は事例の積み重ねなのでしょうが、失敗(訴訟)を恐れるあまり無難な判断という萎縮状態になっているのです。

この法律ができた背景には、名簿業者に同窓会名簿や住民票の大量閲覧で得た名簿・会社等のコンピューターから不正に取得した名簿などを売る

者やそれを使った迷惑セールスや悪質訪問販売などが大きな社会問題となっていたことがありました。しかし、名簿業者が無くなったという話は聞かないし、相変わらずどこで番号を知ったのかセールスの電話はかかってくるのに、肝心なことは個人情報保護の壁に阻まれるのでは、どうにも納

得できません。この問題が落ち着くべきところに収まるまで、まだまだ時間がかかるのでしょうか。

亀山憲一 [ 会員・フリーで活動中の法学研究者  
( 犯罪学・刑事法 ) ]